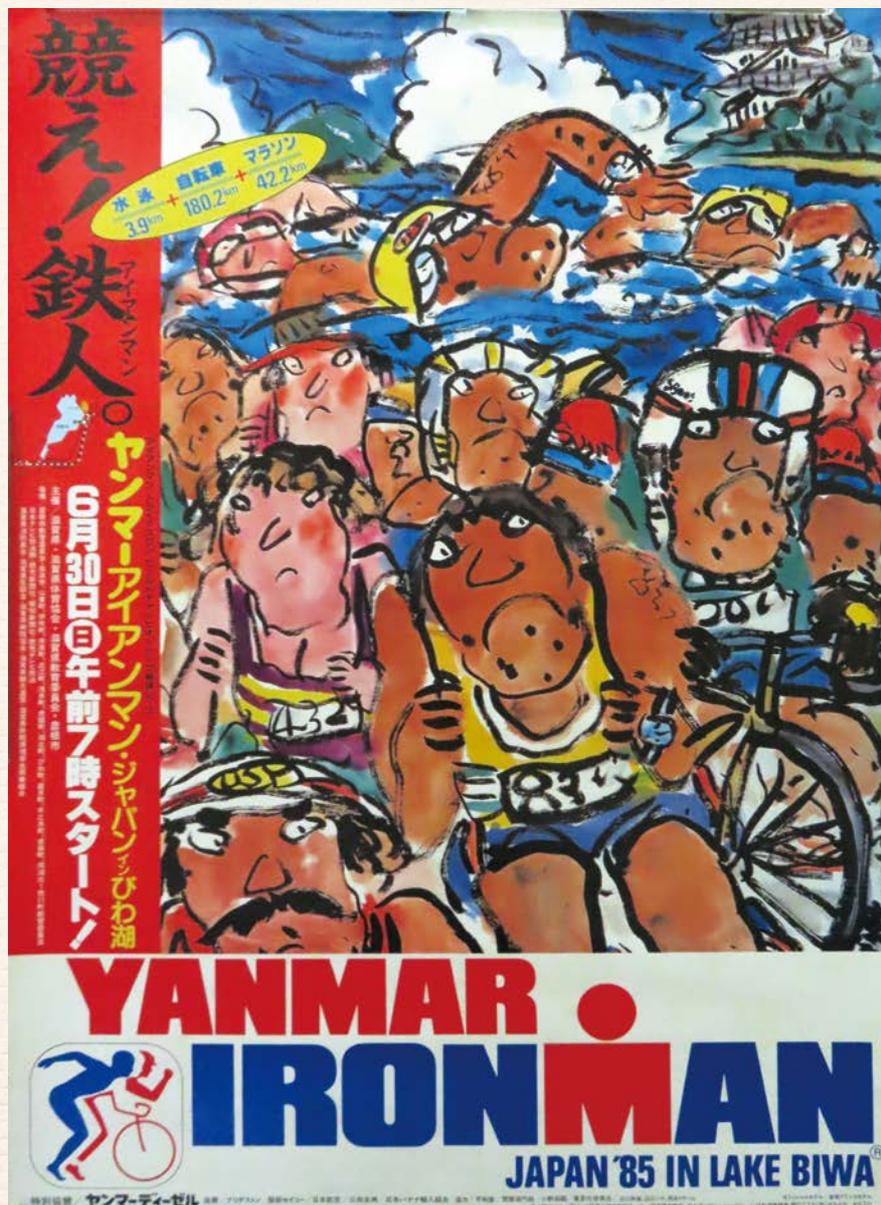


滋賀のアーカイブズ

《第4回県史編さんだより》

- ・【編集会議通信】 令和6年度編集会議の概要 ……………P.2
- ・【事務局だより】 研究誌『滋賀県史研究』の創刊 ……………P.3
- ・【事務局だより】 第1回県史講演会を開催 ……………P.3
- ・【事務局だより】 『県会日誌』等の公開 ……………P.3
- ・【湖国こぼれ話⑩】 ビワイチの起源—滋賀県と自転車— ……………P.4～5
- ・【資料紹介⑯】 明治期長浜の鉄道・汽船関係文書 ……………P.6
- ・【資料紹介⑰】 大津師範学校関係文書 ……………P.7
- ・催し物案内／利用案内／アクセス……………P.8

ISSN 2435-8223



「第1回ヤンマーアイアンマン・ジャパンインびわ湖大会 ポスター（1985年）」【寄11-23】

【事務局だより】

令和六年度編集会議の概要

令和六年（二〇二四年）度は、全五回の編集会議を開催しました。以下はその主な内容です。

1 「資料編戦前」掲載資料案の検討

令和八年度に刊行予定の「資料編戦前」掲載資料のうち、五〜七割の分量の資料案について、各部会からお示しいただきました。単に資料を並べるだけでなく、滋賀県の特徴や時代の変化についても併せて報告いただき、資料を通じて県の歴史をイメージできる冊子になるよう、ご議論いただきました。

資料の選定にあたっては、「重要性」と「希少性」の観点から選ぶことが確認されました。各分野・時代の特徴を示す資料を掲載することは当然ですが、他の刊行物に載っているものはなるべく避け、別の資料で代替できないか、検討いただくことになりました。また、令和一九年度には、図録編と年表・統計編の刊行を予定しているため、資料編には文字資料を中心に掲載し、県庁の組織図や図面、統計、絵画などについては、後の巻での掲載とすることになりました。

なお、人物を取り上げる際は、県内での実績を重視し、著名な企業人や官僚、スポーツ選手であっても、主に活躍の場が県外である場合は、限定的な取り扱いとすべきことを確認しています。

2 「資料編戦前」執筆要領の制定

原稿の表記を統一するため、執筆要領の内容を検討いただきました。資料編は、基本的に歴史資料の本文をそのまま掲載するため、利用できる読者が限定されてしまう傾向にあります。そこで今回の県史は、読みやすさを特に重視し、中高生でも手に取ることができるとの冊子を目指すことになりました。

具体的には、内容の理解を促すため、各資料には、網文（事件等の概要を表す文章）をつけ、必要に応じて末尾に注を付すこととしています。難解文字には振り仮名を付し、片仮名は平仮名での表記を原則としました。旧字体（假〔仮〕、與〔与〕）や変体仮名（而〔て〕、者〔は〕など）、合字（方〔より〕、扌〔とも〕など）は現行の字体に改めることとし、句読点も適宜補うことを定めています。

また近年、自治体史の著作権をめぐるトラブルが散見されることから、掲載原稿の著作権は執筆者に、編集著作権は滋賀県に帰属するものと改めて明記しました。ただし、今後当館が電子化やウェブサイト上での公開を円滑に行うため、各執筆者には著作権の一部（複製権・公衆送信権）の利用を県に許諾したものとすることを願っています。

令和七年一〇月には、いよいよ各執筆委員から「資料編戦前」の原稿が提出されることとなります。その後、編集委員と事務局（公文書館）での校正・編集等を経て、令和九年三月の刊行を予定しています。ぜひご期待ください。

（大月英雄）

令和6年度編集会議一覧

回	日時	主な議題
1	2024.6.23	(1) 「資料編戦前」掲載資料案について（政治・行政）
2	2024.9.22	(1) 「資料編戦前」掲載資料案について（環境・琵琶湖）
3	2024.12.8	(1) 「資料編戦前」掲載資料案について（産業・経済） (2) 『滋賀県史 資料編』執筆要領の制定について (3) 第1回県史講演会の開催について
4	2024.12.22	(1) 「資料編戦前」掲載資料案について（教育・文化・民俗） (2) 『滋賀県史 資料編』執筆要領案の修正について
5	2025.2.16	(1) 「資料編戦前」掲載資料案について（社会・福祉） (2) 県史の体裁等について (3) 『滋賀県史研究』の配布先について

【事務局だより】

研究誌『滋賀県史研究』の創刊

令和七年（二〇二五年）三月に研究誌『滋賀県史研究』を創刊いたしました。同誌は、本県の近現代史に関する研究成果を公表し、県史の水準の向上と地域史研究の進展に資することを目的としています。

県史の編集委員や当館職員のほか、一般の皆様からも多数ご投稿いただき、充実した創刊号をお届けできることになりました。当館ウェブサイトですべて閲覧が可能ですので、ぜひご覧下さい。

《目次》

創刊にあたって……………滋賀県知事 三日月大造
発刊のことば……………滋賀県史研究編集会議
論 文……………

「致富の構造」と近江商人……………坂根 嘉弘
研究ノート……………

日露戦争捕虜収容所としての寺院利用……………
——大津市・園城寺を中心に——……………野村さなえ
労働省婦人少年局滋賀職員室の成立と活動……………八耳 文之

滋賀県下の煉瓦製造業とその製品……………永富 謙

資料紹介

多和田養蛙場について

——『関西調査旅行報告書』（東京海洋大学附属図書館所蔵）より——……………山口 一樹

県史編さんの記録

【事務局だより】

第一回県史講演会を開催

令和六年（二〇二四年）十一月二日、コラボしが（大津市）で第一回県史講演会を開催しました。この講演会は、県史編さんに関する日頃の調査研究成果を、一般の皆様に関わりやすくお伝えするものです。初回となる今年度は、坂根嘉弘氏（広島修道大学教授、県史副編集委員長）に、「滋賀県における近代経済の発展——近江商人の遺産——」というテーマでお話いただきました。

当日は、江戸期以来の近江商人の活発な経済活動が、明治以降の滋賀県経済にどのような遺産・利点・影響をもたらしたのかという視点から、豊かな県民生活を可能にした歴史的背景について、わかりやすく解説いただきました。県内外から約八〇名の参加があり、「具体的な数値が多く上げられ分かりやすかった」「圧倒的な説得力でした」など、豊富な図表を用いた報告が大変好評でした。令和七年度は、香川雄一氏（滋賀県立大学教授、県史編集会議委員）の講演を予定しています。ぜひご期待ください。



講演中の坂根嘉弘氏

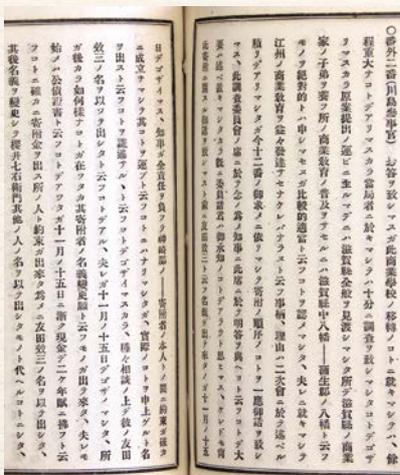
【事務局だより】

『県会日誌』等の公開

令和七年（二〇二五年）四月から『県会日誌』等の県議会資料を新たに当館で公開いたします。

具体的には、①滋賀県会日誌（県会速記録、県会会議録）「一八七九年～一九二九年」、②滋賀県決議録（参事会決議録）「一八八一年～一九二八年」、③諮問会報告「一八八一年～一九六六年」、④滋賀県議会議事録「一九四八年～一九六六年」で、いずれもこれまで県議会事務局が管理していたものです。

これらの議会資料は、県政史を明らかにするうえで欠かせないものであることから、このたび編さん事業での利用の許諾を得るとともに、広く県民の皆様にもご利用いただけるよう、当館で資料の現物を受け入れることにいたしました。通常の歴史公文書と同様、利用請求書をご提出いただければ、どなたでも閲覧できますので、ぜひご利用ください。



滋賀県商業学校移転の議論
明治31年12月22日【令6-949-3】

ビワイチの起源―滋賀県と自転車―

現在、琵琶湖を自転車で一周するビワイチは県内外の人々から親しまれています。二〇一九年（令和元年）には、日本を代表し世界に誇りうるサイクルルートとして、ビワイチのルートが第一次ナショナルサイクルルートに指定されました。今回の湖国こぼれ話は、現在のビワイチにつながる自転車の歴史を中心に紹介します。

1 明治期の自転車の普及と滋賀県

自転車は近代に発展して普及した乗り物です。一八八八年（明治二十一年）にアイルランドのダンロップが空気入りタイヤを発明すると、乗り心地やスピードが向上し、自転車は急速に進歩しました。そして、一九〇三年にはロードレースのなかでも世界的に有名なツール・ド・フランスがスポーツ新聞社主催で開催されています。

日本では、一八九三年以降、各地で自転車愛好家によるクラブが発足し、競走会が開催されました。一九〇〇年代に入ると、新聞社が主催する自転車競走会が開催されるようになります。とくに一九〇五年以降は長距離の大規模なイベントが行われました。

そのなかで、一九〇八年に開催されたのが滋賀日出自転車競走大会です。滋賀日出新聞社（京都日出新聞社（現・京都新聞社）傘下）が開催したこの大会は、広告では「琵琶湖一週自転車競走大会」と呼ばれてお

り、現在確認できる「琵琶湖一周」を冠した最初の自転車ロードレースといえます。

選手は、設置されたスタンプ押印所を通過してタイムを競いました。注目すべきは、長浜から今津まで汽船を使い、八幡―長浜―今津―大津―八幡のルートで琵琶湖を一周していることです。これは、当時の道路が未整備で、琵琶湖の北側を自転車で走ることが困難であったためだと考えられます。また、大会当日は、スタンプ押印所には多くの観客が集まり、とくにスタート地点の八幡神社（現在の近江八幡市の日牟禮八幡宮）は、「境内は終日人を以て埋まれし程の盛況」でした。当時の滋賀県で自転車ロードレースが多くの人に楽しまれていたことがわかります。

2 琵琶湖一周と湖周道路の歴史

琵琶湖を一周する文化が醸成されていくのは、堀田義次郎が滋賀県知事に就任した一九一九年（大正八年）以降です。堀田は体育を奨励し、琵琶湖一周リレー大競走会（湖周リレー大競走会）開催を提唱します。青年団・在郷軍人・教員団・警察官の四チームによるリレー形式で、一市二郡すべてを通るコースを三日間かけて走りました【図1】。

この大会は一九二四年に終了しますが、一九三五年（昭和一〇年）に琵琶湖一周駅伝競走大会として復活します。こちらは一市二郡の対抗で開催されました。駅伝は戦時中に中止されますが、戦後にも形を変えて行われ、こうしたスポーツイベントによって琵琶湖を一周する文化が県内に定着していったと考えられます。

また、琵琶湖一周駅伝競走大会の開会式で、当時大津

市長を務めていた堀田は「琵琶湖一周道路も私が知事時代に計画したものであり、かつ一周競走（湖周リレー競走大会）も小規模ながら当時はじめて行った」と述べています^三。琵琶湖一周道路とは、湖周道路（琵琶湖周遊道路）のことです。一九一五年には県内の景勝地を周遊でき、他府県との連絡に適する自動車道を整備する必要性がすでに提言されていました^四が、堀田の知事時代に原敬内閣の積極政策にならって公共事業を拡大するなかで予算化し、観光道路として実現します^四。湖周道路は一九三六年に完成しますが、前年に開催された琵琶湖一周駅伝競走大会ではこの道路を走ったと考えられます。駅伝開催時に未完成であったトンネル前まで走り、二日目は最後のトンネル前から開始しました。

また、琵琶湖の利用方法を審議するために昭和期に設置された琵琶湖対策審議会や、戦後、一九七二年以降に行われる琵琶湖総合開発においても、琵琶湖の治



【図1】琵琶湖一周リレー大競走会コース略図

水・利水の観点から、湖周道路は常に開発や整備の対象になりました^五。このような湖周道路の開発・整備を通して、より湖岸沿いの道路が整備されていきます。

3 戦後の自転車ロードレース

そして、自転車を用いた琵琶湖一周が広まるのは戦後です。戦前は、日中戦争や太平洋戦争が始まるなかで体育やスポーツは軍事的な意味が付与され、様々な大会が中止されたり形の変更を余儀なくされたりしました。自転車競走大会も、これまでの競走型の大会から、銃剣や神銃といった軍国主義的なシンボルを自転車で運搬するようなイベントが多く行われるようになります。

そして、戦後になると、各種スポーツの大会が再開され復興していきます。滋賀県では、一九五二年に、国際的なロードレーサーの育成を目的とした高松宮賜杯琵琶湖一周自転車道路競走大会が開催されました。全長一七三kmのコースは概ね前述の湖周道路を通じて



【図2】高松宮賜杯琵琶湖一周自転車道路競走大会コース略図

いますが、悪路が記載されており、当時の道路状況がうかがうことができません【図2】^六。全国的にみても、東北一周自転車競走大会と並んで規模が大きく、アマチュア競技者にとって格好の目標となった大会だったようです。

しかし、ロードレースは規制が年々厳しくなり全国各地でレース開催が困難になっていきます。本大会も例外ではなく、第一五回大会で惜しまれつつ終了しました^七。

4 環境保護とビワイチの誕生

琵琶湖一周について、ロードレースにかわって広まったのがサイクリングでした。

滋賀県では、一九七七年に琵琶湖に大量の赤潮が発生し、環境保護への関心が大きく高まります。そのなかで、武村正義知事は滋賀県バイコロジー推進基本構想を掲げました^八。バイコロジーとは自転車(Bike)とエコロジー(ecology)を合成した造語で、自転車を利用することで大気汚染などを防ぐ、環境保護を目的とした社会運動です。

この構想では、県内に自転車道路網を形成する必要があるとして、琵琶湖一周自転車道路の事業促進などを打ち出しました。その後、びわ湖よし笛ロードやびわ湖レイクサイド自転車道などの大規模自転車道をはじめとする自転車道が整備されます。こうして湖岸道路が自転車にとって安全な道になっていくのです。

また、民間でも滋賀県バイコロジーをすすめる会が発足します。同会は琵琶湖一周サイクリング大会の開催や琵琶湖一周サイクリングガイドを発行するなど、

環境保護を背景にサイクリングの普及に努めました。このような市民団体と行政が協力して、サイクルツーリズムの促進や自転車にとって快適なまちづくりを行ってきた点が滋賀県の大きな特徴です^九。

以上のように、現在のビワイチにつながる自転車の歴史からは、明治時代にはじまる自転車文化の発展や湖周道路の整備、そして環境保護運動の歴史をみるこ

とができるのです^{一〇}。

(吉水 希枝)

【注】

- 一 浜田幸絵「自転車競走のメディア史」『メディア史研究』第五六号、二〇二四年。
- 二 『日出新聞』一九〇八年六月九日。
- 三 財団法人滋賀県体育協会編『滋賀県体育協会史』、財団法人滋賀県体育協会、一九八九年。
- 四 滋賀県立公文書館編『歴史公文書が語る湖国 明治・大正・昭和の滋賀県』サンライズ出版、二〇二二年。
- 五 「庶務 琵琶湖対策審議会」【昭お45(18)】。高崎哲郎『湖面の光湖水の命「物語」琵琶湖総合開発事業』サンライズ出版、二〇一三年。
- 六 「高松宮賜杯第一回琵琶湖一周自転車道路競走大会要綱」【昭か28(16・1)】。
- 七 月岡朝太郎『自転車競走』日刊プロスポーツ新聞社、一九七八年。
- 八 滋賀県交通対策課『バイコロジー推進基本構想―自転車社会をめざして―』一九八〇年。
- 九 南村多津恵「滋賀 市民発の、ツーリズムによる自転車まちづくりの展開」宮田浩介編『世界に学ぶ自転車都市のつくりかた』二〇二三年。
- 一〇 【図1】は注三、【図2】は注六を元に作成した。

【資料紹介⑬】
明治期長浜の鉄道・汽船関係文書

一八八〇年（明治一三年）七月の京都と大津間をはじめとし、長浜と関ヶ原間、敦賀と長浜間と鉄道開通が続く明治一〇年代は、滋賀県にとつて画期でした。しかし、湖東地域（東海道線）については同二〇年代に入るまで開通せず、その間同地域の区間では、従来からの湖上交通が利用され、当時の県内では鉄道と汽船を併用する交通網が築かれていました。そして、そのなかで長浜は、敦賀と関ヶ原両方からの鉄道が通り、鉄道と船を連絡させる結節点となっていました。ここでは、当館所蔵の歴史公文書のなかから、長浜がそうした役割を担う過程に関わるものを紹介します。

一八七九年一〇月に敦賀と米原間の鉄道敷設が決定し、長浜にも駅が設置されることになると、翌八〇年一月に、長浜の豪商浅見又蔵が、滋賀県令籠手田安定に宛てて請願書を出します。これは、民間有志の出資により、長浜と関ヶ原駅間に新たな直線車道を設けること、長浜港を修築することの二点に対する許可を求めるものであり、鉄道・車道・湖上航路を長浜でつなぎ、交通の利便性を高めるための計画でした。鉄道で敦賀から長浜まで来た物資や人の運搬は、関ヶ原方面へは車道で、大津方面へは湖上汽船で、といった要領です。また、関ヶ原との間には、今後機を見て鉄道を新設することを想定していたようです【明と9（107）】。

一方、工部省鉄道局でも、交通上の長浜の利便性を認識していました。敦賀と米原間の敷設が決まった当

初、鉄道と汽船の連絡地点については、塩津あるいは米原とする計画だったようですが、浅見の請願と同時期の一八八〇年一月に、鉄道局長の井上勝は、工部卿の山田顕義へ意見書を提出しています。そこでは、長浜は湖辺屈指の市街で、各地との商取引が盛んであること、地形も良好で、港に少し手を加え、その近くに駅を設ければ、水陸の運輸接続が十分見込めることが述べられており、経済的、地理的な面から、長浜が連絡地点に適することが主張されています。また、関ヶ原へは、当初計画の米原經由接続よりも、長浜經由のほうが距離を短縮できそうなことも説かれています（国立公文書館所蔵文書）。

浅見の請願と、井上の意見の関係性は明確ではありませんが、浅見の請願書が綴じられた簿冊には、届いた同書をどう扱うかを県官員が検討している文書の記述が見られます（一八八〇年一月二四日付）。そこでは、浅見の計画と同様のことについて鉄道局でも見込みをつけていることが指摘されており、おそらく、浅見はそうした情勢を受け、長浜が連絡地点に選ばれうると想定して請願したのだと思われます。その後実際、一八八二年四月に、長浜で鉄道と汽船を結ぶこと、関ヶ原への連絡も長浜經由で鉄道を通すことに変更されました（国立公文書館所蔵文書）。

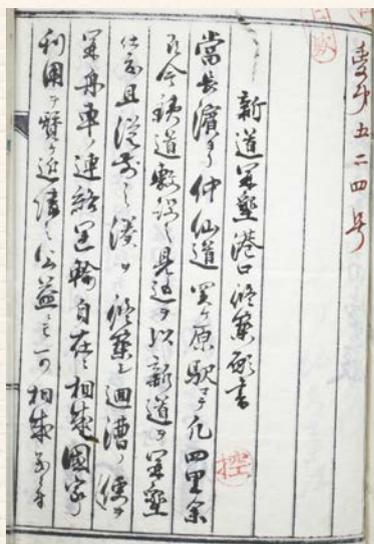
長浜港の修築は、一八八〇年一月に開始されました。それは、河口付近の土地を削って港口を広げ、波止場を設けるもので、一八八三年四月に完成しました【明ぬ121・2】。また、長浜駅は港に接した位置につくられ、一八八二年三月に完成しました。さらに同八二年五月には、浅見を役員の一人として太湖汽船という

船会社が設立され、同社が鉄道との連絡を担って長浜と大津間を結ぶことになりました。

なお、長浜で鉄道と汽船を結ぶことに決まる前から、港の修築が開始されていた理由が疑問となりますが、開始年の一八八〇年時点ですでに、長浜を連絡地点とする可能性が濃厚になっていたからだろうと思われるます。当時、土木・交通関係の事務を扱っていた県租税課が、同八〇年四月六日に作成した文書のなかに、浅見の計画する港の修築については、鉄道局長も実施を望み、至急着工を促していると記されている点からも、そうした理由が考えられます【明と9（29）】。

その後、一八八三年五月に長浜と関ヶ原間、翌八四年四月に敦賀と長浜間が開通し、八四年五月には前者が大垣まで延伸されました。一八八九年七月に、東京と京阪神を結ぶ東海道線が、長浜ではなく米原を経由する形で開通し、長浜と関ヶ原間が運休となるまでの間、長浜は、交通の結節点の役割を果たすのです。

（吉原徹平）



浅見又蔵の請願書
 1880年1月【明と9（107）】

大津師範学校関係文書

当館は、二〇二三年度に滋賀大学附属図書館教育部分館が所蔵している師範学校に関する非公開の資料群を調査しました。「師範学校」とは、戦前において各道府県に設置されていた小学校教員の養成を専門とした学校です。

滋賀県では、一八七五年（明治八年）に滋賀県小学校教員伝習所が大津に設立され、同年、滋賀県師範学校となりました（一八七七年三月から八〇年四月まで滋賀県大津師範学校と改称）。本資料群は、県内の学校教育・教員養成の歴史を考える上で重要なものです。今回はそのなかから一部の資料をご紹介します。

①「困生教育方に付伺ひ奉る」一八八七年（明治一〇年）
師範学校が開校した当初の生徒履歴書を見ると、当時は士族や僧侶が小学校の教員になることが多かったようです。彼ら師範学校の卒業生たちは、地域の初等教育をリードする存在でした。

学校と県庁の往復文書の簿冊（「諸規則往復第三」）に、卒業生が一八七七年に県へ提出した「困生教育方に付伺ひ奉る」という資料があります。ここでは、経済的な理由などによって小学校に通えない子どもに対する教育方法が立案されました。県が制定した正規のカリキュラムを簡略化し、独自の教材を考案している様子がわかります。

このように明治初期の教育現場で教員がどのような

問題意識を持って教育に取り組んでいたのか、かような資料も本資料群には含まれています。

②「滋賀県師範学校 四年報」一八八〇年（明治一三年）

滋賀県の師範学校では、一八七九年になって「女子仮規則」を制定し、女子を対象とした教育がはじまりました。一八八〇年の滋賀県師範学校の報告書である「滋賀県師範学校 四年報」をみると、同年五月頃に「教授法等」を調査するために、京都府の女学校等へ師範学校の教員が出張していることがわかります。そして、九月に新たに「女子師範学科」を設置し、女性教員の養成が本格的に開始されます。校舎と寄宿舎は「男女混交せしめず」として男女それぞれ別の場所にありました。

しかし、この後、女子の師範教育は、廃止や再設置など様々な制度変更を経ることになります。ようやく一九〇八年に県立大津高等女学校（現在の県立大津高等学校の前身）と併設される形で滋賀県女子師範学校として分離独立しました。

③「教練日誌」一九三二年（昭和六年）

本資料群の内容は、ほとんどが明治期の規則や県庁との往復文書など校務にかかわる簿冊ですが、一点だけ昭和期の生徒が作成した資料がありました。一九三一年（昭和六年）の「教練日誌」です。

教練とは、学校で行われた軍事訓練（学校教練）のことです。一八八六年に新たに師範学校令が施行され、男子の師範教育は、軍隊組織をモデルとして厳しく規律化されました。一九二五年（大正一四年）からは学

校教練も課されることになりました。

「教練日誌」は、当番の生徒がその日の教練の内容とあわせて自らの所感を記録したものです。資料をみると、軍人である教官がそれに赤字で注意や評価をすることで生徒たちを指導していたことがわかります。この年には満洲事変が起きりましたが、軍部の見解を生徒に喧伝している様子もうかがえます。

敗戦後、このような軍国主義教育は否定され、生徒の要求が授業に反映されるなど学校は様変わりしました。そして、一九四九年に発足した滋賀大学教育学部（現教育学部）に転換することで、師範学校はその歴史に幕を下ろしました。

【参考文献】

- 川崎源『滋賀大学教育学部百二十年史』滋賀大学教育学部同窓会、二〇一一年。
- 木全清博『明治初期の滋賀の教育―近代教育成立史―』文理閣、二〇二四年。

（堀雄高）



「滋賀県師範学校 四年報」
滋賀大学附属図書館教育学部分館所蔵
(非公開)

催し物案内

【企画展示】

「大正時代の出発と湖国の発展」

—新聞でたどる文化・社会—

会期：1月27日（月）～4月24日（木）

時間：午前9時～午後5時（土・日・祝日は休館）

会場：県立公文書館閲覧室

県史編さん事業で調査取集中の新聞記事を中心に、明治・大正期の滋賀の様子を、日露戦争や米騒動、琵琶湖一周自転車競争、京津電鉄設立などのテーマから紹介します。【見学無料】



利用案内

【利用時間】

午前9時～午後5時

【休館日】

土曜日、日曜日、祝日

年末年始（12月29日～1月3日）

【閲覧方法】

①ホームページの「資料検索」から、閲覧したい資料を検索します。

②利用請求書に必要事項を記入して、しがネット受付サービス（本県インターネットサービス）、郵便またはFAXで提出します。

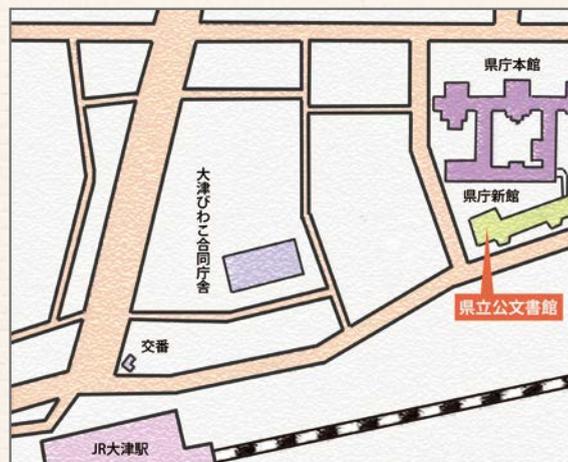
*利用制限情報の審査を行い、申請後三〇日以内に利用決定を行います（やむを得ない事情により審査期間を延長する場合があります）。

③事前に閲覧日を連絡の上、右決定通知書を持って御来室ください。

※目録の利用区分が「公開」の資料であれば、簡易閲覧として当日に利用できます。

【その他の利用】

- ・資料の撮影は、持参した機器で各自が行ってください（写しの交付もできます）。
- ・企画展示、自治体史・事典等の書籍は、審査なしで自由に閲覧できます。
- ・資料の保護のため、館内での飲食、鉛筆以外の筆記用具の使用は御遠慮ください。



- ①JR大津駅から東へ徒歩5分。
- ②京阪電気鉄道島ノ関駅から山側（南南西）へ徒歩5分。

滋賀のアーカイブズ 第17号 令和7年（2025年）3月31日

編集・発行 滋賀県立公文書館

〒520-8577

滋賀県大津市京町四丁目1番1号

滋賀県庁新館3階

Tel：077-528-3126

Fax：077-528-4813

Mail：archives@pref.shiga.lg.jp